

V. 医務・防災活動

1. 企画総務班

【医務】

(1) 医療機関の認可等

平成 23 年度は、被災した医療機関からの開設及び廃止に係る申請・届出が激増したが、平成 24 年度は、前年度と比較して大幅に減少した。

病院、医科・歯科診療所の数（休止中を除く。）は、震災前 93%にあたる 212 施設にまで回復したが、病床数は震災前の 77%にあたる 1,845 床にとどまっている。病床数の減少については、3 病院（石巻市立病院、石巻市立雄勝病院及び恵愛病院）の休廃止が大きく影響している。

<医療法に基づく申請・届出件数>

	平成24年度				(参考)平成23年度			
	病院	医科	歯科	計	病院	医科	歯科	計
休止届	0	0	0	0	2	7	15	24
廃止届	0	5	6	11	1	19	13	33
再開届	0	1	0	1	0	2	3	5
開設許可	0	4	2	6	0	10	2	12
開設届	0	5	4	9	0	15	10	25
変更許可	18	15	0	33	12	17	0	29
届出事項変更届	2	13	3	18	2	3	11	16
許可事項変更届	2	8	0	10	4	6	14	24
	22	51	15	88	21	79	68	168

<医療機関数と病床数>

	病院	医科 診療所	歯科 診療所	計	病 床 数		
					病院	診療所	計
震災前	(0)	(0)	(0)	(0)	(-)	(-)	(-)
A	13	129	85	227	2,063	325	2,388
H25年	(3)		(2)	(5)	(366)	(-)	(366)
3月末 B	9	127	76	212	1,649	196	1,845
増 減	(3)		(2)	(5)	(366)	(-)	(366)
B-A	△4	△2	△9	△15	△414	△129	△543

(注) 表中の () 内は休止中の医療機関数・病床数で外数

(2) 医療従事者の免許申請

平成 23 年度は、震災で免許証を亡失した方からの再交付申請が増加し、年間申請件数は 459 件に上ったが、平成 24 年度は 183 件となり、例年並みの件数となった。

なお、准看護師免許証再交付に係る手数料の免除措置は、平成 24 年度末まで延長された。

(3) 医療機関立入検査

医療法に基づく定例の立入検査の対象とした医療機関は、平成 23 年度については、被害状況を考慮して 14 機関としたが、平成 24 年度については 32 機関に対して実施した。その他、医療事故

等を原因として3機関に対し、特別立入検査を実施した。

【原子力防災関係】

(1) 除染施設等の現況

震災に伴い発生した津波により被害を受けた一次除染施設内の備品類のほとんどは廃棄することとなったが、平成23年度末から平成24年度にかけて、県原子力安全対策課よりサーベイメータ、防護服、安定ヨウ素剤、投光機及び自家発電機が再配備された。しかし、洗面台、養生シート、洗剤等の物品類は配備されておらず、震災前の状態までは回復していない。

なお、津波で全壊した女川オフサイトセンターの再建についても進んでいない現状にある。

(2) 課題

震災後、原子力災害を想定した防災訓練が実施されておらず、今後、原子力防災用の施設及び資機材を利用した除染活動訓練を実施する必要がある。しかし、当所の所在地は、女川原子力発電所から約17kmの距離にあり、緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）の圏内に含まれる。従って、過酷事故が発生した場合、避難・退避が優先され、当所では原子力災害に十分に対応することができない状況にあることから、関係機関と具体的な対応について検討する必要がある。

UPZ: 国際基準等に従って、確率的影響（将来の発病や遺伝的影響等の可能性）を実行可能な限り回避するため、避難、屋内待避、安定ヨウ素剤の予防服用等を準備する区域

2. 当所が事務局を担う団体における活動

【日本赤十字社地区活動】

当所が事務局を担う日本赤十字社においては、東日本大震災に伴い発生した津波により、テント、移動用炊飯器、毛布などの災害用備蓄品のほとんどは流失したが、日本赤十字社より再配備された。また、震災では300人余の住民が石巻合同庁舎内に避難し、応急の避難所となった経験を踏まえ、日本赤十字社からの支援（交付金）により、カンパン200個を購入し、庁舎内に備蓄している。

震災当時、石巻合同庁舎は津波により4日間孤立したことから、今後もカンパン等の保存食品の備蓄量を増やす予定である。

【医療と福祉の連携推進事業】

(1) 取組内容

当所が事務局を担う石巻地区地域医療対策委員会においては、震災後の医療、介護関係機関の被災状況や住民の生活環境等の変化等を踏まえ、医療と福祉の連携に関する課題及び課題解決に向けた方策について検討を行う医療と福祉の連携推進検討専門委員会を設置し、2か年にわたり検討することとした。平成24年度は、同専門委員会による検討を4回、ワーキンググループによる検討を3回行い、石巻地区地域医療対策委員会会長に①在宅医療、在宅ケア関係機関等に関する情報の周知、②医療と福祉の連携に関する課題の抽出及び検討の場の設置、③顔の見える連携の場の提供・設置及び④地域包括ケアシステムの構築について提言を行った。また、在宅医療を実施する医療機関（医科、歯科）及び保険薬局、訪問看護ステーション、高齢者施設（特別養護老人ホーム、老人保健施設）にアンケート調査を実施し情報収集を行い情報発信に向けた準備を行った。このほか、「医療と福祉の連携推進のために」と題して研修会（参加者141名）を開催し普及啓発を行った。

また、多職種連携に向けた支援については、石巻市立開成仮診療所が厚生労働省の在宅医療連携拠点

事業として実施した多職種合同研修会の一部を当所が共催するとともに、多職種の専門職で構成する開成地区エリアミーティング（石巻市主催、月1回開催）に参画し、石巻市開成地区応急仮設住宅に居住する住民の支援に関して情報交換や検討を行った。このほか、県長寿社会政策課が所管する地域ケア多職種協働推進等事業を活用して、石巻市の地域包括支援センターで開催する地域ケア会議に専門職員を派遣し、処遇困難事例について検討を行うことにより、在宅医療連携拠点事業との連携を図った。

（2）今後の方向性・課題

石巻地区地域医療対策委員会会長に提言を行った医療と福祉の連携推進の実現にあたっては、石巻地区地域医療対策委員会及び当所が牽引役を担うこととなるが、提言を踏まえ自らが事業を実施するほか、関係機関の活動状況や石巻地域全体の取組状況の把握及びその情報をフィードバックしながら取組全体の評価について検討していく必要がある。

今後、医療と福祉の連携が進展することにより、市町における地域包括ケアシステム構築に向けた取組が進むことになるものと思われるが、当所としても医療と福祉の連携及び他地域での取組について情報提供を行うなど、市町への支援を積極的に行っていくことが求められる。